

1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用を全額、都道府県から保険給付費等交付金が支給される制度改革が行われました。

我孫子市では、毎年、被保険者数が減少していることに伴い、収入源である保険税納付額等が減額傾向となっています。また、1人当たりの医療費は増加しているため、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。このことから、税率改定を行い、財源の確保を図る必要がありました。

令和3年度、5年度及び6年度に税率改定を行いましたが、不足額の解消に至っておらず、赤字補填のため、一般会計から法定外繰入（その他繰入金）を行わなければならない状況です。

単位：円

年度	令和4	令和5	令和6（見込）	令和7（見込）	
被保険者数（人）	26,603	24,931	24,320	23,209	
歳入	保険税	2,479,493,182	2,539,852,738	2,529,929,000	2,450,688,000
	国庫支出金	194,000	375,000	8,049,000	0
	県支出金	7,924,220,271	7,890,166,565	8,330,830,000	8,252,073,000
	一般会計繰入金 （うち、その他繰入金）	774,209,226	912,401,000	1,040,144,000	1,033,239,000
	その他の収入	37,354,827	37,491,882	34,159,000	31,266,000
	基金繰入金	16,214,000	95,434,000	0	0
	繰越金	167,166,170	18,003,689	0	10,000,000
	歳入合計	11,398,851,676	11,493,724,874	11,943,111,000	11,777,266,000
歳出	総務費	214,261,568	215,352,391	242,323,000	242,930,000
	保険給付費	7,801,349,274	7,783,609,867	8,207,422,000	8,135,432,000
	国保事業費納付金	3,206,949,000	3,399,682,674	3,288,731,000	3,248,663,000
	保健事業費	124,815,100	122,436,575	131,999,000	126,870,000
	その他の支出	15,590,045	19,688,968	72,636,000	23,371,000
	基金積立金	17,883,000	0	0	0
歳出合計	11,380,847,987	11,540,770,475	11,943,111,000	11,777,266,000	
収支差引残	18,003,689	-47,045,601	0	0	

※被保険者数（毎年度6月1日現在）

※歳入のうち、令和7年度（見込）の繰越金は、仮数値として計上

資産	基金保有額（前年度末）	93,765,000	95,434,000	0	0
	基金繰入	16,214,000	95,434,000	0	0
	基金積立	17,883,000	0	0	0
	財政調整基金残高（年度末）	95,434,000	0	0	0
	次年度への繰越金	18,003,689	0	10,000,000	0

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率改定または、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、令和6年3月に策定された「第2期千葉県国民健康保険運営方針」では、財政運営に係る基本的な考え方と取組として、「市町村は、標準保険税率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険税率を決定すること。」とされています。

また、「決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。」としており、「県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。」としています。

法定外繰入については、国民健康保険（以下、国保という。）に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を支払っていないながら、さらに国保の負担をお願いすることにも繋がることになるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施内容の見直し及び税率改定等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、我孫子市では、すでに赤字補填のため一般会計から法定外繰入を行っている状況であることから、法定外繰入を解消するため、標準保険料率を参考に、税率改定を行う必要があると考えています。

（1）保険税率の状況

我孫子市の保険税率については、千葉県への国保事業費納付金を徴収するために必要となる標準保険料率を参考にして、税率改定を行っています。直近では、令和6年度に税率改定を行いました。しかし、歳入増となっても国保事業費納付金の不足分を十分に賄うことはできていない状況です。

年度	医療分				後期支援金分		介護分	
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
平成5	6.30	26.00	8,400	8,400	—	—	—	—
平成8	7.40	20.00	10,800	9,600	—	—	—	—
平成12	7.40	15.00	16,800	12,000	—	—	0.78	9,120
平成17	8.70	廃止	20,400	16,800	—	—	1.30	12,000
平成18	9.25	—	22,200	18,600	—	—	1.55	12,600
平成20	7.25	—	18,000	18,600	2.00	4,200	1.55	12,600
令和3	7.25	—	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
令和5	7.25	—	18,000	18,600	3.91	9,600	1.75	15,200
令和6	7.25	—	21,200	22,300	3.85	10,500	1.75	15,200

(2) 近隣市の保険料(税)率の状況

近隣9市の保険料(税)率の状況は、7市が過去5年以内に保険料(税)率の変更を行っています。また、表には記載されていませんが、流山市と鎌ヶ谷市は平成28年度に保険料(税)率の変更を行っています。

保険者	年度	医療分				後期支援金分		介護分	
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
我孫子市	令和2	7.25	—	18,000	18,600	2.00	4,200	1.55	12,600
	令和3	7.25	—	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
	令和4	7.25	—	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
	令和5	7.25	—	18,000	18,600	3.91	9,600	1.75	15,200
	令和6	7.25	—	21,200	22,300	3.85	10,500	1.75	15,200
柏市	令和2	6.23	—	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和3	6.23	—	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和4	6.23	—	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和5	6.23	—	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和6	6.89	—	27,180	12,720	2.57	13,200	2.07	15,000
流山市	令和2	7.30	—	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和3	7.30	—	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和4	7.30	—	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和5	7.30	—	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和6	7.30	—	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
松戸市	令和2	7.52	—	19,500	18,000	2.24	6,000	1.61	12,900
	令和3	7.52	—	19,500	18,000	2.24	6,000	1.61	12,900
	令和4	7.52	—	19,500	18,000	2.24	8,000	1.61	12,900
	令和5	7.52	—	19,500	18,000	2.24	8,000	1.61	12,900
	令和6	7.62	—	21,000	18,000	2.62	12,000	1.81	15,000
鎌ヶ谷市	令和2	7.20	—	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和3	7.20	—	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和4	7.20	—	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和5	7.20	—	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和6	7.20	—	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
船橋市	令和2	6.50	—	27,360	—	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和3	6.50	—	27,360	—	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和4	6.50	—	32,360	—	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和5	6.50	—	32,360	—	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和6	6.67	—	35,100	—	2.69	10,700	1.49	11,500
野田市	令和2	5.55	—	9,000	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和3	5.55	—	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和4	5.55	—	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和5	5.55	—	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和6	5.55	—	16,600	24,600	2.82	12,900	2.36	12,600
浦安市	令和2	6.66	—	17,400	24,400	1.83	8,000	1.45	12,000
	令和3	6.66	—	17,400	24,400	1.83	8,000	1.45	12,000
	令和4	6.66	—	17,400	24,400	2.13	12,000	1.45	13,200
	令和5	6.66	—	17,400	24,400	2.13	12,000	1.45	13,200
	令和6	6.66	—	17,400	24,400	2.60	12,000	1.80	16,000
市川市	令和2	7.30	—	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和3	7.30	—	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和4	7.30	—	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和5	7.30	—	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和6	7.50	—	12,000	20,400	1.90	8,800	2.05	13,600

(3) 税率改定の考え方

千葉県から毎年示される標準保険料率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険料率を示しています。令和7年度の税率改定を検討するにあたっては、令和7年度の標準保険料率を参考にする必要があります。例年、標準保険料率の仮係数は前年11月末頃に示されますが、確定係数が示されるのが11月末頃となるため、税率改定案については令和7年度の標準保険料率の仮係数を参考に用いることとします。

	医療分			後期支援金分		介護分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
令和7年度市町村算定方式標準保険料率(仮係数)①	7.46	23,194	24,360	3.50	11,628	2.04	18,020
現行保険税率②	7.25	21,200	22,300	3.85	10,500	1.75	15,200
①と②の差	+ 0.21	+ 1,994	+ 2,060	▲ 0.35	+ 1,128	+ 0.29	+ 2,820

(4) 税率改定案

医療分の所得割を7.25%から7.46%に、均等割を21,200円から24,000円に、平等割を22,300円から25,000円に引上げ、後期支援金分の均等割を10,500円から12,000円に引上げ、介護分の所得割を1.75%から2.04%、均等割を15,200円から18,100円に引上げの改定案になります。

今回の税率改定案では、1人当たりの年間調定額が9,400円増額となる見込みです。

	医療分			後期支援金分		介護分		合計		1人当たりの調定額(年税額)
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割+平等割 (円)	
現行保険税率	7.25	21,200	22,300	3.85	10,500	1.75	15,200	12.85	69,200	124,000
税率改定案	7.46	24,000	25,000	3.85	12,000	2.04	18,100	13.35	79,100	133,400
現行保険税率との差	+ 0.21	+ 2,800	+ 2,700	+ 0	+ 1,500	+ 0.29	+ 2,900	+ 0.50	+ 9,900	+ 9,400

(5) 税率改定による効果

税率改定案の場合、税収として約1億4千7百万円の歳入増とともに、低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、交付金(保険基盤安定負担金)として、約5千万円の歳入増が見込むことができます。

このことから、当初予算編成上では不足額が生じないようになり、一般会計からの法定外繰入を計上する必要はなくなります。

【令和7年度調定額及び収納見込額】

単位円

	合計（医療分＋後期支援金分＋介護分）			収納額比較	交付金額 （保険基盤安定負担金）	一般会計繰入金額
	算出税額	調定額	予想収納額			
現行保険税率	3,162,342,000	2,507,302,000	2,339,979,000	0	481,183,000	192,145,000
税率改定案	3,378,182,000	2,665,751,000	2,487,421,000	+147,442,000	529,910,000	-4,024,000

（6）モデル世帯の保険税試算

次の6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度上昇するかを検証します。

世帯条件及び所得条件については、【参考資料4】を基に構成割合の比較的高い世帯で試算。

モデルケース

	世帯条件	所得条件
①	1人世帯（40～64歳、7割軽減）	所得0円
②	1人世帯（40～64歳、5割軽減）	所得60万円
③	1人世帯（40～64歳、2割軽減）	所得80万円
④	1人世帯（40～64歳、給与所得のみ）	所得200万円
⑤	2人世帯（夫65歳以上、妻65歳未満、年金所得のみ）	所得 夫：250万円、妻：100万円
⑥	3人世帯（夫40歳以上、妻40歳未満、子15歳）	所得 夫：300万円、妻：100万円

試算結果

	現行年税額	税率改定案	現行との差
①	20,600	23,700	3,100
②	56,200	62,100	5,900
③	102,700	112,600	9,900
④	270,800	288,600	17,800
⑤	403,800	425,200	21,400
⑥	525,900	558,500	32,600

千葉県国民健康保険運営方針

財政運営に係る基本的な考え方と取組

ア 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

○ 国保財政を安定的に運営していくため、市町村の国民健康保険特別会計においては、必要な支出を保険料や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。

○ 市町村が決定する保険料率については、平成30年度以降、県全体の保険給付費等から公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を基に、県が市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金の額を基礎とし、保健事業に要する費用等を加味して保険料率を設定することを基本としている。

○ 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。

○ 現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみると、形式的な財政収支の均衡を図るために、一般会計から多額の決算補填等目的の法定外繰入が行われる等、一部の市町村が実質的な赤字となっていることから、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である。

○ 市町村において行われている法定外繰入の内訳は、その目的に応じ、

- ・ 決算補填等を目的としたもの。
- ・ 保健事業に係る費用についての繰り入れ等の決算補填等目的以外のもの。

に分類できる。

○ このうち、「決算補填等目的の法定外繰入額」及び「繰上充用金」を解消または削減すべき対象としての「赤字」とする。

○ 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。

○ このため、市町村は、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること等により、決算補填等目的の法定外繰入の解消・削減のための取組を行う。県は、決算補填等目的の法定外繰入を行っている市町村に対し、現状確認や助言などを行うことにより支援する。

○ また、市町村は、繰上充用を行わないよう努めるとともに、もし新たに行った場合には、発生した会計年度の翌年度内に計画を策定し、原則として発生した会計年度の翌々年度までに解消を図る。

○ 県は、毎年度、各市町村の国民健康保険特別会計の状況を適切に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、市町村の国保財政の安定的な運営の推進を図る。

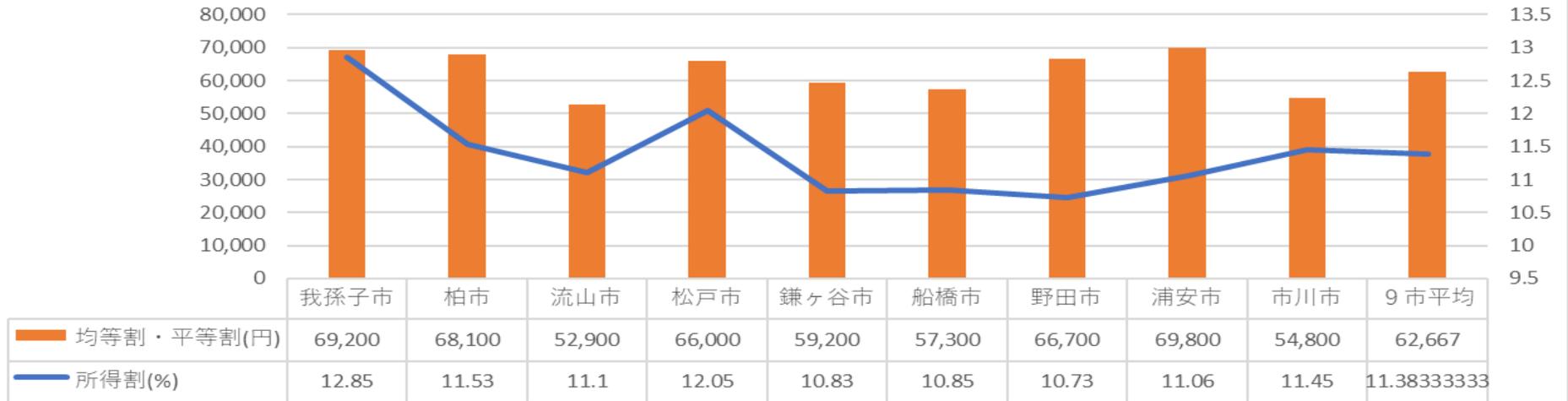
イ 県の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

○ 県に設置した国民健康保険特別会計も同様に、必要な支出を国保事業費納付金や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。

○ 具体的な財政運営に当たっては、市町村における事業運営が健全に行われることも重要であるため、市町村の財政状況をよく見極めた上で、収支均衡のとれた財政運営に努める。

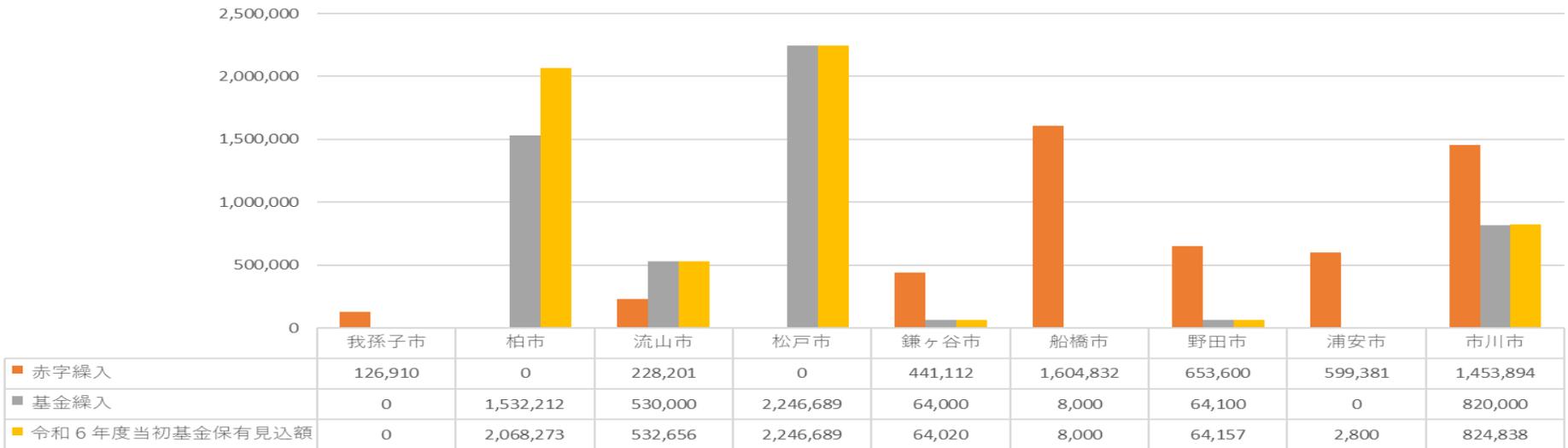
近隣市の令和 6 年度保険料（税）率の状況及び財政状況

近隣市令和 6 年度保険料（税）率の状況

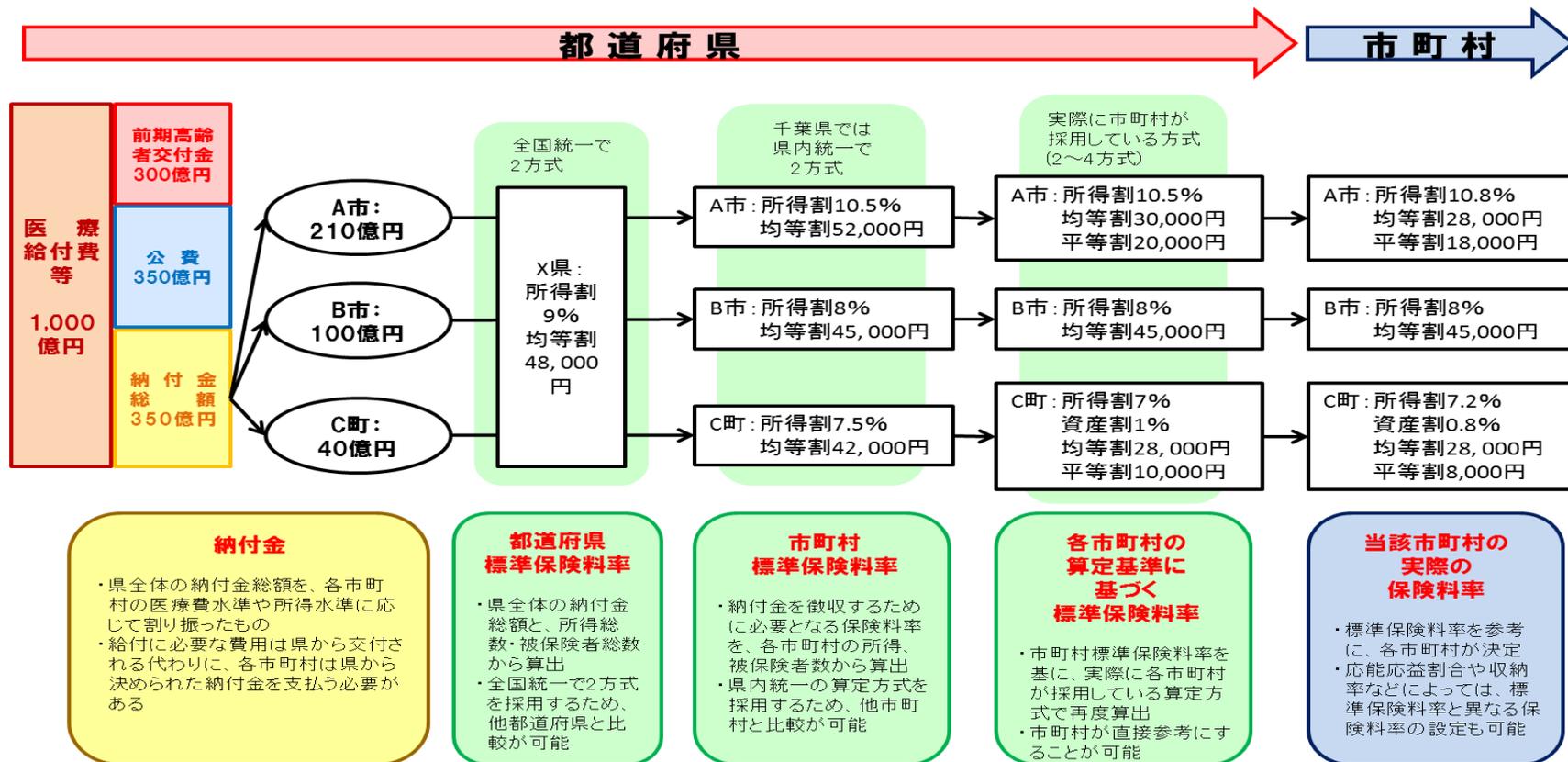


令和 6 年度当初予算近隣市財政状況

単位：千円



標準保険料率の算定イメージ



我孫子市の標準保険料率（令和7年度・仮係数）

	都道府県標準保険料率	市町村標準保険料率	市町村算定方式標準保険料率 ①	現行保険税 (令和6年度) ②	①と②の差 (①-②)	
医療分	所得割 (%)	7.24	7.03	7.46	7.25	+0.21
	均等割 (円)	44,185	42,895	23,194	21,200	+1,944
	平等割 (円)	—	—	24,360	22,300	+2,060
後期支援金分	所得割 (%)	2.71	2.70	3.50	3.85	-0.30
	均等割 (円)	16,291	16,257	11,628	10,500	+1,128
介護分	所得割 (%)	2.34	2.34	2.04	1.75	+0.29
	均等割 (円)	16,879	16,847	18,020	15,200	+2,820

参考資料 4

所得階級別世帯人員別世帯分布表（令和6年6月時点）

所得階級	所得階級別世帯人員別世帯数									世帯数 合計	構成 割合	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯			
未申告世帯	1,465	250	96	34	12	5	2	0	1	1,864	11.0%	82.7%
0円	2,600	264	50	22	5	1	0	0	0	2,941	17.4%	
約100万以下	2,517	738	113	27	11	1	0	0	0	3,407	20.2%	
約100万台	2,396	1,283	156	40	12	1	0	0	0	3,888	23.0%	
約200万台	1,014	689	120	36	12	4	0	1	0	1,876	11.1%	
約300万台	538	239	65	28	5	0	3	0	0	878	5.2%	
約400万台	384	207	53	34	8	0	0	0	0	686	4.1%	
約500万台	202	66	24	12	3	1	1	0	0	309	1.8%	
約600万台	159	53	27	12	0	0	1	0	0	252	1.5%	
約700万台	137	33	14	6	1	0	0	0	0	191	1.1%	
約800万台	76	19	12	4	1	0	0	0	0	112	0.7%	
約900万台	78	25	5	7	0	0	0	0	0	115	0.7%	
1000万円超	239	86	27	16	6	3	0	0	0	377	2.2%	
合計	11,805	3,952	762	278	75	16	7	1	1	16,896	100.0	
構成割合	69.9%	23.4%	4.5%	1.6%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0		
	93.3%											

7割軽減 世帯数	5割軽減 世帯数	2割軽減 世帯数	通常 世帯数
0	0	0	1,864
2,941	0	0	0
1,313	1,581	442	71
14	200	1,418	2,256
0	13	67	1,796
0	1	10	867
0	1	3	682
0	0	0	309
0	0	0	252
0	0	0	191
0	0	0	112
0	0	0	115
0	0	0	377
4,268	1,796	1,940	8,892
25.3%	10.6%	11.5%	52.6%
47.4%			

※この表から国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができます。

○世帯所得200万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の82.7%を占めています。（未申告世帯含む）

○1人世帯の割合が69.9%、2人世帯の割合が23.4%となっており、全体の93.3%を占めています。

○全世帯の約半分（47.4%）が所得の少ない世帯に対する法定軽減の適用世帯となっています。